

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子どもの保育料が **無償化** されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼児教育の無償化は、少子化対策の一つとして、3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの保育料やサービスの利用料を無償とし、子育てや教育にかかる費用負担を軽減するものです。
年齢や保育の必要性の有無、利用する施設、サービスによって、無償となる金額や手続きが異なります。

● 3歳～5歳で保育の必要性の認定事由に該当する子ども（共働き家庭やひとり親で働いている家庭など）

① 幼稚園、保育園、認定こども園、企業主導型保育（標準的な利用料）、障害児通所施設	無償 （幼稚園は月25,700円まで）	新たな手続きは必要ありません。幼稚園、保育園、認定こども園の利用者には、9月頃変更通知をお送りします。 ※一部の幼稚園及び企業主導型保育では認定申請書の提出が必要です。詳しくは市のホームページをご覧ください。
② 幼稚園、認定こども園（短時間部）の預かり保育	450円×利用日数を無償	認定申請書の提出が必要です。申請書を、大村市こどもセンターで受け取るか、市のホームページからダウンロードし、大村市こどもセンターへご提出ください。
③ 認可外保育施設、一時預かり、病児保育	月37,000円まで無償	認定申請書の提出が必要です。申請書を、大村市こどもセンターで受け取るか、市のホームページからダウンロードし、大村市こどもセンターへご提出ください。 ※保育園、認定こども園、幼稚園を利用できていない子どもが対象です。
④ 幼稚園、保育園、認定こども園＋障害児通所施設	ともに無償 （幼稚園は月25,700円まで）	新たな手続きは必要ありません。幼稚園、認定こども園の利用者には9月頃変更通知をお送りします。 ※一部の幼稚園では認定申請書の提出が必要です。詳しくは市のホームページをご覧ください。

● 3歳～5歳で上記以外の子ども（専業主婦（夫）家庭など）

⑤ 幼稚園、認定こども園（短時間部）、障害児通所施設	無償 （幼稚園は月25,700円まで）	新たな手続きは必要ありません。幼稚園、認定こども園の利用者には、9月頃変更通知をお送りします。 ※一部の幼稚園では認定申請書の提出が必要です。詳しくは市のホームページをご覧ください。
⑥ 幼稚園、認定こども園（短時間部）＋障害児通所施設	ともに無償 （幼稚園は月25,700円まで）	

※障害児通所施設：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

● 0歳から2歳までの子どもの保育料等の無償化について

保育の必要性の認定事由に該当する住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの保育料、サービス等の利用料が無償となります。

（保育料の無償化）

- ・対象施設：保育園、認定こども園、地域型保育（小規模保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業
- ・無償化の額：対象施設を利用する場合の保育料が無償となります。

（サービス等利用料の無償化）

- ・サービス等：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業
- ・無償化の額：サービス等を利用する場合に、併せて42,000円まで無償となります。

○ 食材料費、行事費等の実費徴収について

※通園送迎費、食材料費、行事費など実費徴収費は、これまでどおり保護者の負担です。

※食材料費のうち、保育園又は認定こども園の長時間部を利用する子どもの副食費（おかず、おやつなど）は保育料に含まれていましたが、無償化後は利用する施設に直接お支払いいただくこととなります。なお、年収360万円未満相当の世帯の子どもと第3子以降の子ども（保育料算定上の数え方による）は、免除されます。

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育園、事業所内保育

● 3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化されます。

* 幼稚園については、月額上限2万5,700万円です。

* 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園・認定こども園（短時間部）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

* 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

(注) 保育園・認定こども園（長時間部）については、今まで保育料に副食費（おかず、おやつ等）が含まれていました。無償化後も副食費相当分は保護者の負担となります。

● 0～2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

◇ この無償化にあたり、手続きは必要ありません。対象となる方には、9月中旬頃に保育料変更通知書を送付します。(注) 幼稚園・認定こども園（短時間部）の子どもが利用する預かり保育については、別途手続きが必要です。

◇ 無償化開始後も、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウント^(※1)して、0歳から2歳までの第2子は半額^(※2)、第3子以降は無償となります。

(※1) 子どものカウントの基準

・ 幼稚園、認定こども園（短時間部） ⇒ 小学3年生以下の子どもからカウント

・ 保育園、認定こども園（長時間部）、小規模保育園、事業所内保育 ⇒ 就学前で保育施設に通う子どもをカウント

・ 上記の2つの基準に関わらず、年収360万円未満相当の世帯は、年齢を問わず養育する子ども全員をカウントします。

(※2) 大村市では、保育園を利用する多子世帯の子育てに伴う経済的負担の軽減のため、第2子目保育料軽減事業を実施していますので、同時在園の第2子は無料になります。

【無償化後の給食費の取扱いについて】

● 保育園、認定こども園（長時間部）の子どもについて、給食費のうち、**これまで保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつ等）**については、保育料無償化後も、引き続き保護者の皆様のご負担となります（下図を参照）。

● 副食費は、**主食費（ごはん、パン）**と合わせて、**利用する施設にお支払い**をお願いします。

● 以下の要件に該当する子どもについては、給食費のうち**副食費（おかず・おやつ等）**が免除されます。

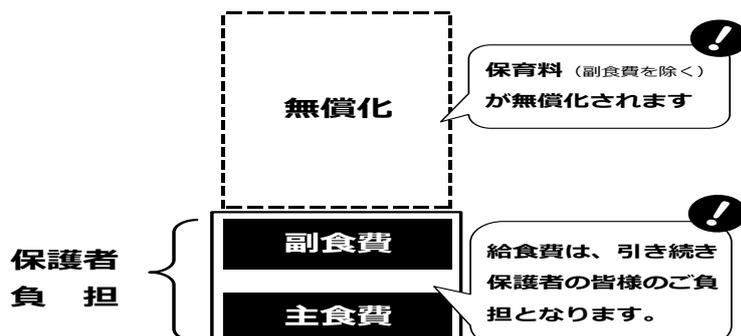
* 年収360万円未満相当世帯の子ども

* 第3子以降の子ども（子どものカウントは、上記カウントの基準による）

～これまで～



～無償化後（令和元年10月1日以降）～



新制度未移行の幼稚園

【入園料・保育料】 ※月額2万5,700円まで無償

- 満3～5歳児クラスの児童が対象です。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

< 算定のイメージ >

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

- ◇ 給食費や通園費等は無償化の対象外です。
- ◇ 市町村民税所得割額7万7,100円以下の世帯の児童や、第3子以降の児童は、園が給食費として実費徴収した費用のうち「副食費相当分」に対し、給付金が支給されます。
- ◇ 無償化の対象となるには、**認定申請書の提出が必要**です。幼稚園から配られる「施設等利用給付1号認定申請書」に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

預かり保育

【利用料】 ※月額1万1,300円まで無償

- 保育が必要な満3～5歳児クラスの子供が対象です。
- 利用日数に応じて、月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）

< 算定のイメージ >

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- ◇ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象です。
- ◇ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。
- ◇ 無償化の対象となるには、**認定申請書の提出が必要**です。大村市こどもセンターで「施設等利用給付2号（3号）認定申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、大村市こどもセンターへご提出ください。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業

- 3～5歳児クラスの全ての子どものうち、保育の必要性がある子どもの保育料が無償化されます。（月額3万7,000円まで無償）
- 0～2歳児クラスの子どもについては、保育の必要性があり、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。（月額4万2,000円まで無償）
 - * 大村市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、大村市こどもセンターに申請することが必要です。
 - * 無償化の対象は保育料（利用料）です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - * 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - * 「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件があります。（主な要件…就労、妊娠・出産、就学、障害、介護、求職活動）
- 都道府県等に届出をした「認可外保育施設」に加え、「一時預かり事業」「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」が対象です。

企業主導型保育

- 3～5歳児クラスの全ての子どものうち、保育の必要性がある子どもの保育料が無償化されます。
- 0～2歳児クラスの子どもについては、保育の必要性があり、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

* 保育の必要性のある子どもとは、以下のとおりです。

①「従業員枠」を利用している子ども…全ての子どもを保育の必要性のある子どもとします。

②「地域枠」を利用している子ども…大村市の「保育の必要性の認定」を受けている子どもとします。

そのため、「地域枠」を利用している子どもは、大村市の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

* 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。

* 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

* 無償化の対象となる子供の利用料について、標準的な利用料の金額が減額されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額（予定）

4歳児以上児.	3歳児	1, 2歳児	0歳児
2万3,100円	2万6,600円	3万7,000円	3万7,100円